

## 社会福祉法人越後上越福社会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年 8月～ 法人内検討委員会での検討開始
- 令和5年 10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和6年 2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：地域の子どもの施設見学及び若者のインターンシップの受け入れを継続する

<対策>

現在、行っている見学・インターンシップ等を今後も行い、法人理念の「地域に開かれた施設」の実現と介護の職場を経験してもらうことで福祉介護のすそ野を広げていくことを継続する。

見学・インターンシップの流れ

- ・ハローワーク等関係機関・学校からの依頼
- ・日程調整・感染対策の確認
- ・報道機関への連絡
- ・見学・インターンシップの実施